

独立行政法人国立美術館理事 森 孝之
大臣官房付に任命する
大臣官房付 石崎 宏明
独立行政法人国立美術館に出向させる（以上一月六日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事 渡邊 典子
福岡高等裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する（一月十九日）
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 真鍋 浩之
最高裁判所事務総局総務局主計課長を免する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事 西岡 慶記

最高裁判所事務総局総務局参事官を免する
最高裁判所事務総局情報政策課参事官の兼務を免する
最高裁判所事務総局経理局主計課長を命ずる
仙台地方裁判所判事兼仙台家庭裁判所判事・仙台簡易裁判所判事 草野 克也

東京地方裁判所に補する
最高裁判所事務総局総務局参事官を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局情報政策課参事官を命ずる
東京簡易裁判所に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事 熊谷 浩明

仙台地方裁判所に補する
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 菱田 泰信

さいたま地方裁判所に補する
さいたま地方裁判所熊谷支部勤務を命ずる
さいたま地方裁判所熊谷支部長を命ずる
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所熊谷支部勤務を命ずる
さいたま家庭裁判所熊谷支部長を命ずる
熊谷簡易裁判所に補する
熊谷簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上一月二十二日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事橋本英史は一月十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、クウェート首長ミシユアル・アル・アフマド・アル・ジャヒール・アル・サバーハ殿下の御即位につき、一月二十六日御祝電を寄せられた。

官庁事項

官庁事項

労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、技術上の指針に關する告示
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に關する技術上の指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。
令和 6 年 1 月 31 日
厚生労働大臣 武見 敏二

- 1 名称 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に關する技術上の指針の一部を改正する件
- 2 趣旨 この指針は、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）の規定による労働者の石綿ばく露防止措置の適切かつ有効な実施を図るため、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 105 号）の公布に伴い、石綿等の切削等の作業に係る措置に關する留意事項について所要の改正を行うものである。
- 3 適用日 令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化等物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康課主務課において閲覧に供する。

関東地方整備局告示
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和六年一月三十一日
関東地方整備局長 藤巻 浩之

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線 名 二十号
- (三) 占用を制限する区域

甲斐市富竹新田字大明神河原一五三一番四から同市富竹新田字伊勢河原一五一六番一まで
制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
令和六年二月一日
関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線 名 二十号
- (三) 占用を制限する区域

調布市小島町一丁目一番一から同市下石原一丁目九番八まで
制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
令和六年二月一日
関東地方整備局長 藤巻 浩之

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線 名 二十号
- (三) 占用を制限する区域

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年一月三十一日
関東地方整備局長 藤巻 浩之

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線 名 二十号
- (三) 占用を制限する区域